

## K P I 作成の基本的な考え方

### 【K P I の作成における基本的な考え方】

- ・基本計画第1部で掲げる政策の大きなかたまり毎に、それぞれの政策のかたまりの現状・進捗を俯瞰的・多角的に評価するため、施策のK P I を複数挙げ、毎年度まとめることとする。

(イメージ)

例えば、第1部の1, 2, 3の( ) 毎とすることが考えられる。

1. 総合的な海洋の安全保障
  - (1) 海洋の安全保障
  - (2) 海洋安全保障の強化への貢献
2. 持続可能な海洋の構築
  - (1) カーボンニュートラルへの貢献
  - (2) 海洋環境の保全・再生・維持
  - (3) 水産資源の適切な管理
  - (4) 取組の根拠となる知見の充実・活用
3. 着実に推進すべき主要施策
  - (1) 海洋の産業利用の促進
  - (2) 科学的知見の充実
  - (3) 海洋におけるD X の推進
  - (4) 北極政策の推進
  - (5) 国際連携・国際協力
  - (6) 海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進
  - (7) 新型コロナウイルス等の感染症対策

### 【今後のスケジュール】

(令和5年8月上旬)

- ・関係省庁における検討を踏まえ、具体案を提示。

(参考)

## 現時点で想定されるKPIの例

- 海上保安能力強化に関する指針に基づく大型巡視船の就役隻数・総隻数  
：大型巡視船 14 隻就役、85 隻体制（令和 8 年度まで）
- 我が国周辺で発生する船舶事故隻数：年間 1,500 隻未満（令和 7 年まで）
- レアアース泥の開発  
：水深 6,000m からの採鉱・揚泥の実証試験の実施（令和 7 年度まで）
- 海洋状況表示システム「海しる」のアクセス件数等：令和 4 年度比で 2 倍（令和 9 年度まで）
- 我が国の管轄海域の状況を把握するための国境離島の基線周辺の状況把握の実施：全ての国境離島の基線周辺の状況を把握
- 洋上風力発電の案件形成  
：10GW（令和 12 年まで）、30～45GW（令和 22 年まで）
- 漁獲量：平成 22 年と同程度（444 万トン）までに回復（令和 12 年）
- 北極域研究船の着実な建造：令和 8 年度に就航